# 小田原市監査委員公表第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項及び第7項の規定に基づき 補助金監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表す る。

令和 7 年11月26日

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 山 崎 佐 俊

小田原市監査委員 神 戸 秀 典

## 令和7年度補助金監査の結果に関する報告書

## 第1 監査の基準

本審査は小田原市監査基準(令和2年小田原市監査委員告示第1号)に準拠して実施した。

## 第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第7項の規定に基づく監査

# 第3 監査の対象

- 1 小田原市社会福祉協議会補助金に係る市の財務事務の執行
- 2 同補助金に係る社会福祉法人小田原市社会福祉協議会の出納その他の事務の執行
- 3 同補助金に係る市の事業管理
- ※ 1及び2にあっては令和6年度執行分、3にあっては令和5~7年度を対象とする。
- ※ 所管課は福祉政策課

## 第4 監査の目的

- 1 小田原市社会福祉協議会補助金に係る市の財務事務の執行が法令に適合し、正確であるか
- 2 同補助金に係る社会福祉法人小田原市社会福祉協議会の出納その他の事務の執行が同 補助金の目的に沿って行われているか
- 3 同補助金に係る市の事業管理が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているか

### 第5 監査の着眼点

上記第4の監査の目的事項を検証するため、補助金事務の特性に応じて識別・評価した 下表左の監査対象の重要リスクに対し、下表右の着眼点により監査を行った。

	重要リスク	監査の着眼点
1	法令・予算議決の趣旨等	・補助金交付要綱の目的、対象者、対象事業、補助金額
	に適合しない補助が行わ	は法令・予算議決の趣旨等に適合しているか
	れるリスク	
2	補助金を交付する目的が	・事業計画が補助目的に適合しているか
	達成されないリスク	・事業計画、交付条件どおりに補助金が使用され事業が
		行われているか(実績報告にてその確認を行っている
		カン)
3	事業の見直しが行なわれ	・補助事業の効果を検証し、改善をしているか
	ず、改善の機会が損なわ	
	れるリスク	

#### 第6 監査の実施内容

小田原市社会福祉協議会補助金に係る補助金交付要綱、補助金交付決定決裁文書、実績報告書のほか、同補助金に係る社会福祉法人小田原市社会福祉協議会の帳簿、会計伝票等の提出を求め、監査の着眼点を踏まえて抽出によりそれらの閲覧、証ひょうとの照合を行うとともに、市関係職員及び社会福祉法人小田原市社会福祉協議会職員からの説明聴取を行った。

#### 第7 監査の結果

1 上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、市の小田原市社会福祉協議会補助金に係る財務事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、社会福祉法人小田原市社会福祉協議会の同補助金に係る出納その他の事務は、重要な点において同補助金の目的に沿って行われていると認められた。

なお、同補助金に係る市の財務事務の執行に関し、是正又は改善を要するものとして 指摘すべき事項が認められたので、以下に記載する。

(1) 補助金交付申請書と収支予算書の金額に若干の差異(1千円)があった。また、実績報告書に添付された資料についても、金額や事業名に誤りが見受けられるなど一部適切でないものがあった。

いずれも補助金額に直接影響するものではなかったが、市は、補助金額の決定及び確定に当たり、正確な資料を提出させて審査する必要がある。

- 2 市の小田原市社会福祉協議会補助金に係る事業の管理が経済的、効率的かつ効果的であるよう努めているかについては、上記第1から第6までの記載事項のとおり監査した限り、改善を要するものとして指摘すべき事項が次のとおり認められた。
  - (1) 補助金の効果測定にかかる指標については、地域福祉推進事業のみ設定されているが、補助金の大部分は、小田原市社会福祉協議会全体の活動(市からの受託事業及び介護サービスセンター事業を除く。)の人件費に充てられている。小田原市社会福祉協議会全体の活動の指標化が難しいということは理解できるが、全体の活動の効果を検証できる指標の設定について改めて検討することも必要と考える。

また、地域福祉推進事業の指標は、活動指標のみであり、その目標値は令和5年度から7年度まで全て同一であった。現在、第4期地域福祉活動計画の期間中であることから同一にしたとのことであるが、年度ごとの状況を反映させて年次目標を設定することや成果指標の設定も必要と考える。

なお、市の補助対象となる地域福祉推進事業は、主として 26 地区社会福祉協議会への補助金の交付とふらっと城山管理事業であるが、今後も市と小田原市社会福祉協議会が連携を取りながら、補助対象事業全体について適切な事業評価や事業の見直し等を行い、地域福祉の向上が図られることを期待する。